

件名	愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	公営企業管理局総務課
根拠法令等	地方公営企業法第4条

【改正の概要】

①電気事業関係（第3条関係）

愛媛県肱川発電所の更新工事完了後の最大出力を変更しようとするもの

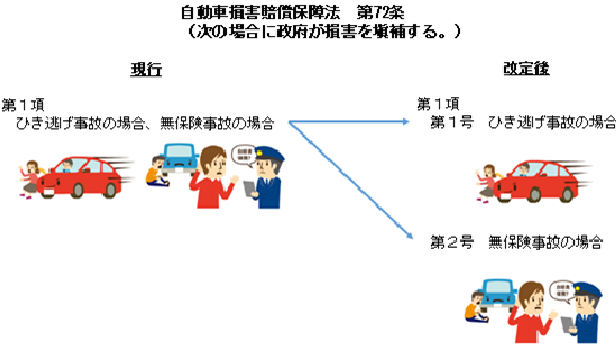
名称	位置	最大出力
愛媛県肱川発電所	大洲市	10,400 キロワット



名称	位置	最大出力
愛媛県肱川発電所	大洲市	9,706 キロワット

②病院事業関係（第6条関係）

自動車損害賠償保障法の改正に伴い、条例第6条第1項第2号中「第72条第1項」を「第72条第1項第1号及び第2号」に改正するもの。



施行日	①令和6年3月31日までの間において管理規程で定める日 ②令和5年4月1日
-----	--

【その他参考事項】